

【 処 置 】

805 女性における神経因性膀胱又は過活動膀胱に対する導尿の算定について

《令和8年3月31日》

○ 取扱い

女性における「神経因性膀胱」又は「過活動膀胱」の病名に対するJ064導尿（尿道拡張を要するもの）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

導尿については、厚生労働省告示<sup>※</sup>に、「尿道拡張を要するもの」と示されており、女性における「神経因性膀胱」又は「過活動膀胱」の場合、尿道拡張を必要としないものと考えられる。

以上のことから、女性における「神経因性膀胱」又は「過活動膀胱」の病名に対するJ064導尿（尿道拡張を要するもの）の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法